

# 労働者派遣法に基づく 情報提供について

労働者派遣法第23条第5項において、派遣事業を行う企業は派遣事業を行う事業所ごとの情報提供を行うことが定められています。

労働者派遣法に基づき、情報を開示いたします。

B C C 株式会社

## 労働者派遣事業に係る情報

対象期間	2024年10月1日～2025年9月30日
事業所名称	BCC株式会社 大阪本社
事業所所在地	大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号 トレードピア淀屋橋9F

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
9	5	34,575 円	15,810 円	54.3%

●マージン率とは、派遣先から支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンでありこれを派遣料金で除した率をいいます。

●マージンに含まれる費用

社会保険	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣予防検診の受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練、事務管理費等）
	会議費用	月例会議等の費用
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の費用から労働者の賃金、社会保険、有給休暇費用、会社運営費を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・新入社員研修
- ・営業研修
- ・OAスキル研修
- ・ビジネススキル研修
- ・ヒューマンスキル研修

### 3. 福利厚生に関する事項

- ・各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）
- ・年次有給休暇、誕生日休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・定期健康診断
- ・社員持株会、資格取得補助制度、クラブオフサービスの利用

### 4. 雇用安定措置を講じた人数

- ・該当者なし

### 5. キャリアコンサルティング相談窓口

- ・部署：事業統括本部
- ・TEL：06-6208-5030

### 6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否かの別：労使協定締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ・労使協定の始期及び終期：2026年4月1日～2027年3月31日

## 労働者派遣事業に係る情報

対象期間	2024年10月1日～2025年9月30日
事業所名称	BCC株式会社 東京本社
事業所所在地	東京都千代田区外神田6丁目15-9 明治安田生命末広町ビル9F

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
202	30	34,094 円	16,406 円	51.9%

- マージン率とは、派遣先から支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンでありこれを派遣料金で除した率をいいます。

- マージンに含まれる費用

社会保険	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣予防検診の受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練、事務管理費等）
	会議費用	月例会議等の費用
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の費用から労働者の賃金、社会保険、有給休暇費用、会社運営費を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・新入社員研修
- ・営業研修
- ・OAスキル研修
- ・ビジネススキル研修
- ・ヒューマンスキル研修

### 3. 福利厚生に関する事項

- ・各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）
- ・年次有給休暇、誕生日休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・定期健康診断
- ・社員持株会、資格取得補助制度、クラブオフサービスの利用

### 4. 雇用安定措置を講じた人数

- ・該当者なし

### 5. キャリアコンサルティング相談窓口

- ・部署：事業統括本部
- ・TEL：03-5816-3215

### 6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否かの別：労使協定締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ・労使協定の始期及び終期：2026年4月1日～2027年3月31日